

アルバイトをして家計の一助にするといった光景がサハリンでは見られるそうだが。)ともあれ、これまではこうした若い人たちの教育の力がごく一部のエリートにしか委ねられてこなかったところに不幸の最大の原因が見い出せそうである。そしてその原因が此処でも、またしても「一般教養的」素養の不完全な涵養にあると思われるのだが。

こうした彼岸の有り様を教訓としながら、高等教育が高度に大衆化した我国での学生の基礎教養に問題が生じている現状を、地道な改革努力を息長く続けていくことで打開する必要性を痛感している。

## 一般教育をめぐる意見

糸山 東一

このテーマで記すとき、私は一般教育を「高等普通教育」と改めたい。「高等普通教育」は「旧制」大学時代に使われていた言葉でもあるし、また大学（高等教育機関）での高等専門教育と比肩でき、かつそれを補完する役割を「高等普通教育」に求めたいからである。

この「高等普通教育」が“現”大学で存在できる理由を、次のように考えている。

- (1) 大学進学を目的とする中等普通教育を経た大かたの大学入学者の学問に対する認識を改めさせるために。
- (2) 大学進学を目的とするあまり、中等普通教育での社会および理科の各教科の選択・履習のアンバランスの是正のために。
- (3) 中等普通教育から高等専門教育へ直結するシステムは欧米諸国でもあまり例を見ないし、またこのシステムは現在の大かたの高等学校教育修了者にとり負担過重ではないかとの危惧のために。

以上の理由から、私は「高等普通教育」の必要性を痛感しているし、これが持ちうる高等専門教育と比肩できる教育内容を考え、“現”大学での位置づけ

をする必要がある。このための状況判断及び要件として、次のことを挙げたい。

(a) 一般教育が“新制”大学に設けられたのは1949年であり、以後40余年の間いろいろな経緯を経ている。大学審議会が一般教育の見直しの提言をしているが、この対応として、新たな構想の総合科目あるいは“副専攻”に見合う授業科目の整備等のみでは不十分と考えられる。

(b) 総合科目は“新制”大学に一般教育が設置された時に構想されており、1970年大学設置基準改正によって総合科目が正規に開設できるようになった。“副専攻”の考えも一般教育を設ける発想の一つであったし、高等専門教育に比肩する一般教育科目の履習のことであった。

(c) 一般教育あるいは「高等普通教育」のもとに、高等専門教育を補完するに足りる授業内容の工夫及びその成果の公開が現在求められており、かつ必要である。

(d) 一般教育を担当しない専門学部は、過去40余年に及ぶ一般教育の実績の公開を求めていると考えられる。したがって、出来るだけ早くこれまでの一般教育に関する研究成果を整理し、まとめ上げ、公開する必要があると考えられる。

次の課題は、総合大学として各専門学部の教育の基礎部分を総合する、かつ高等専門教育と比肩できる「高等普通教育」の内容・構成と、その実施組織の考察である。この考察は全学的な規模で、過去の一般教育の実績を踏まえなされるべきであろう。

過去の実績に立つ一般教育あるいは「高等普通教育」を実施できる条件として、次のことが挙げられる。

(i) 教員養成のための教育課程の基礎の部分が、各高等専門教育の基礎の総合科目になりうることの証明。

(ii) 総合科学課程を併置して教育養成にあっている現在の教育学部の基礎整備。

(iii) 教員養成にかかわり、かつ一般教育に携わっている各教官の担当する一般教育の授業内容とその成果の紹介。

この(iii)について教育学部での集約、ならびにこれが各高等専門教育にとり有

効との判断を、一般教育をめぐる考察の始めになすべきことであろう。このたびの一般教育に対する提言の真の狙いは高等専門教育の改善にあるとの洞察のもとでは、高等専門教育と比肩できる「高等普通教育」の内容・構成の確立が肝要であろう。

以上のような状況判断にたち、筆者は「高等普通教育」に見合う「化学」の授業内容を構築しつつあり、その一部は科学教育研究に掲載されている<sup>22)</sup>。

註) 総合科学課程を併置する教員養成、科学教育研究 15(1),11-21 (1991)。

化学分野から「自然科学方法論」へのアプローチ, ibid. 15(1), 2-10(1991)

## 「大綱化」が問う外国語教育

渡邊 英夫

つねに問いかけはなされていた。これでいいのかと。もっと効果的で満足のいくやり方があるはずだと。

大学の、正確にいえば一般教育の外国語教育が学生や教師の、いわゆる大学にとって、さらに社会にとってどうあるべきかがしばしば議論されてきた。ほとんどが不満であり、その原因が学習効果が思うようにならぬことにあった。言い方を換えれば、一般教育の外国語教育がつねに変わらず、当事者とそれをめぐる人々の関心をひいてきたということになる。また「不満」や「効果的でない」ことが語られても、外国語教育自体の廃止やそれに代わるものの提案がされなかったことも注目されよう。

今年7月の大学の設置基準(教育課程)の大綱化に関する文部省令の発令とその前提となった大学審議会答申は、この外国語教育の存在理由そのものまでを問うことになったといえは過言だろうか。

大学審議会答申は次のようにいう。「大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で